

# 申 請 書

平成 年 月 日

京都市ベンチャー企業目利き委員会 様

<申請者> 氏  
住 所

連絡先 TEL:

FAX :

名 称

代表者(役職・氏名)

印

- ※ 申請書の記入にあたっては、「ベンチャー企業評価認定書取扱基準」「個人情報の取扱いについて」「応募要件」(添付資料参照)をよくお読み下さい。
- ※ 京都市ベンチャー企業目利き委員会は、ベンチャー企業評価認定手続きで知り得た申請者の技術上又は営業上の秘密情報をベンチャー企業評価認定以外に使用することはなく、また、第三者に対して開示することは一切ありません。
- ※ なお、提出された申請書及び添付資料は、京都市ベンチャー企業目利き委員会が保管し、申請者には返却いたしません。

- 審査の結果、「ベンチャー企業評価認定書」が発行されない場合があります。また、審査内容及び結果に関するお問合せには応じられません。
- 審査結果として発行する「ベンチャー企業評価認定書」に関する全ての知的財産権は、京都市ベンチャー企業目利き委員会に帰属します(但し、申請者が保有する特許権、著作権等の知的財産権は除きます)。
- 「ベンチャー企業評価認定書」の記載内容は、審査後の金融機関等の第三者との交渉や取引結果について、何ら保証するものではありません。
- 申請にあたっては、添付の「個人情報の取扱いについて」に同意します。
- 京都市ベンチャー企業目利き委員会の応募要件を満たしていること。

以上を承諾のうえ、京都市ベンチャー企業目利き委員会第 回(第 期)委員会(平成 年 月一次審査・平成 年 月最終審査)(予定)に申請します。



<会社沿革>

設立・創業経緯

新事業へ進出した時期・経緯

設立・創業後の経緯

事業の内容(貴社の強み、技術基盤など)

<過去に受けた補助金・助成金など>

時 期	対 象 事 業	交 付 機 関 ・ 制 度 名	金 額(千円)

## 【財務・損益の状況】

(単位：千円)

損益計算書 (直近決算期：平成 年 月 日)				貸借対照表 (直近決算期：平成 年 月 日)			
科目	決算期	年 月	年 月	科目	決算期	年 月	年 月
			(直近)				(直近)
売上高				現金・預金			
売上原価				受取手形			
製品売上原価				売掛金			
材料費				棚卸資産			
労務費				貸倒引当金			
外注加工費				その他			
製造経費				流動資産計			
商品売上原価				有形固定資産計			
売上総利益				(内建設仮勘定)			
販売費及び一般管理費				無形固定資産計			
役員報酬				投資その他の資産計			
給与手当				固定資産計			
広告宣伝費				繰延資産計			
接待交際費				資産合計			
旅費交通費				支払手形			
研究開発費				買掛金			
減価償却費				短期借入金			
地代家賃				長期借入金(*)			
雑費				(*)長期の借入金で1年以内に返済期限を迎えるもの			
				その他			
その他				流動負債計			
営業利益				長期借入金			
営業外収益				その他			
受取利息				固定負債計			
雑収入				負債合計			
その他				資本金			
営業外費用				利益剰余金			
支払利息				利益準備金			
雑損失				別途積立金			
その他				繰越利益剰余金			
経常利益				その他			
特別利益				株主資本合計			
特別損失				純資産合計			
				負債・純資産合計			
税引前当期純利益				借入状況 (平成 年 月 日現在)			
法人税等					借入先名	借入金	
当期純利益				金融機関			
				個人他			
利益剰余金合計							
当期末残高							
※「株主資本等変動計算書」より転記ください				合計			

**【プロジェクト概要】**

<プロジェクト名> ※認定書等に記載される事業名となります。(最大 40 文字)
<開発の背景と目的>
<プロジェクト内容 (技術名又は製品名、具体的用途を記入) >
<解決すべき問題点と解決方法>
<従来技術・製品等との比較優位性>
<プロジェクトの技術内容>

【事業化計画等】

<対象市場>			
対象市場の規模			
対象市場の特色など			
<事業計画>			
製造・販売方法			
資金調達方法			
生産・販売計画			
利益見込み等 ※申請プロジェクト限定			
(単位：千円)			
	平成	年度	
売上高 (①)			
売上原価 (②)			
販売費及び一般管理費 (③)			
営業利益 (①-②-③)			

**【経営資源（研究開発体制等）】**

保有技術・特許

社内の人材概要

社外ネットワーク

**【添付資料】**

- 会社案内
- 製品(商品)カタログ
- その他、貴社の活動内容又は事業がわかる資料 等

## ベンチャー企業評価認定書取扱基準

京都市ベンチャー企業目利き委員会

1. 本評価認定書は、京都市ベンチャー企業目利き委員会が、ベンチャー企業に対する支援による地域経済活性化を目指す公益目的、並びに産・学・公の連携による審査体制に基づいて独自に選定した基準により、広く収集、整合した秘密性又は非公開性を有する、財産的価値のある情報です。評価認定書に関する一切の知的財産権は京都市ベンチャー企業目利き委員会に帰属します(但し、申請者が保有する特許権、著作権等の知的財産権は除きます)。
2. 評価認定書については、本来の目的その他相当な目的以外の目的で利用することはできません。貸与、譲渡、翻訳、翻案等の利用行為は一切禁止します。
3. あなたが第2項の定めに違反した結果、京都市ベンチャー企業目利き委員会が損害を被ったときは、あなたは京都市ベンチャー企業目利き委員会に対して、当該損害を賠償する義務を負います。また、あなたと京都市ベンチャー企業目利き委員会との間の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
4. 京都市ベンチャー企業目利き委員会はベンチャー企業評価認定書の記載内容に関して、審査後の金融機関等の第三者との交渉や取引結果について、何ら保証するものではありません。また、当該評価認定書の記載内容によってあなたや第三者に損害が発生したとしても、京都市ベンチャー企業目利き委員会は当該損害を賠償する義務を負いません。



## 個人情報の取扱いについて

個人情報に関する取り扱いは、当財団が定める個人情報保護方針、取扱いに準拠します。

詳しくは、<http://www.astem.or.jp/privacypolicy> を御参照ください。

なお、本申請書記載の個人情報に関する利用目的等については下記に記載しております。必ず御確認ください。

### 1 個人情報の利用目的

本申請書及び本事業において知り得た貴殿の個人情報は次の目的で使用します。

①本事業は京都市ベンチャー企業目利き委員会の審査を行う目的で、名簿等の資料作成に使用します。また本事業に関する各種連絡に使用します。

②本事業終了後、当財団が実施する各種事業に関する御案内の送付に使用します。

### 2 個人情報の提供について

本事業は、京都市の補助事業であるため、実施内容の詳細を京都市へ報告する義務があります。そのため、京都市産業観光局新産業振興室に事業報告書等として提供します。なお、それ以外では、法令に基づく場合を除き第三者に貴殿の個人情報を提供することはありません。

### 3 個人情報の委託について

本事業を遂行するため、委託契約書を締結した法人・団体又は委員就任承諾書を提出した審査委員へ必要な個人情報を委託する場合があります。

### 4 利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを御希望の場合

御提供いただきました個人情報に関して、利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを希望される場合には、御利用者本人の要求であることを確認したうえで、所定の手続により、合理的な期間及び範囲で御希望に応じます。

下記の間合せ先へ御連絡ください。

### 5 個人情報の御提供は任意ですが、業務の性格上、申請書の情報の全部又は一部を御提供いただけない場合は、申請を受理できない場合があります。

### 6 個人情報の管理責任者とお問合せ先

公益財団法人京都高度技術研究所 個人情報管理責任者： 総務部長

お問合せ先：公益財団法人京都高度技術研究所 総務部

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134番地

Tel：075-315-3625（代）（受付時間：平日<月～金※祝祭日を除く> 9：00～17：00）

Fax：075-315-3614 E-mail：info@astem.or.jp URL：<http://www.astem.or.jp>

## 京都市ベンチャー企業目利き委員会 応募要件

1. 京都市ベンチャー企業目利き委員会の応募対象者は、以下の要件を満たすものとする。

(1)ベンチャー企業<sup>※1</sup>であること。

(2)みなし大企業<sup>※2</sup>に該当しないこと。

※1 ベンチャー企業とは、事業開始前の個人、又は事業開始若しくは法人設立後概ね10年以内の個人事業主又は中小企業者であって、新規事業に取り組むものをいう。

なお、上記の中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定められている下表のいずれかに該当する者をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額 又は出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1)常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注2)NPO法人を含みません(NPO法人とは、「非営利」で規約等がある民間組織をいう。)

※2 「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 発行済み株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。

イ 発行済み株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。

ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること。